

書面交付等のデジタル化に係る「保護預り約款」及び各種振替決済口座管理約款の改正について

2025 年4月 1 日

1. 「保護預り約款」の改正

新	旧
(お客様への連絡事項) 第10条 (現行どおり) ①～④ (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	(お客様への連絡事項) 第10条 (省 略) ①～④ (省 略) 2・3 (省 略) 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> ② (同 左)

2. 「振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(お客様への連絡事項) 第 11 条 (現行どおり) ①・② (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該 書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	(お客様への連絡事項) 第 11 条 (省 略) ①・② (省 略) 2～4 (省 略) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> ② (同 左)

3. 「短期社債等振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(お客様への連絡事項) 第 11 条 (現行どおり) 2 ～ 4 (現行どおり) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該 書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	(お客様への連絡事項) 第 11 条 (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> ② (同 左)

4. 「一般債振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(お客様への連絡事項) 第 11 条 (現行どおり) (1) ～ (3) (現行どおり) 2 ～ 4 (現行どおり) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該 書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	(お客様への連絡事項) 第 11 条 (省 略) (1) ～ (3) (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> ② (同 左)

5. 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(お客様への連絡事項) 第 11 条 (現行どおり) ①～③ (現行どおり) 2 ～ 4 (現行どおり) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該 書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	(お客様への連絡事項) 第 11 条 (省 略) ①～③ (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> ② (同 左)

6. 「株式等振替決済口座管理約款」の改正

新	旧
(お客様への連絡事項) 第 27 条 (現行どおり) ①～③ (現行どおり) 2 ～ 4 (現行どおり) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの <u>(電磁的方法により提供された当該 書面に記載すべき事項を含みます。)</u> については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	(お客様への連絡事項) 第 27 条 (省 略) ①～③ (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> ② (同 左)